

学術会議 会員選考に介入方針

政府が「あり方」公表

政府は6日、日本学術会議のあり方について、会員選考に第三者を関与させるなど「内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」として介入する方針を決め、内閣府ホームページで公表しました。「できるだけ早期に」関連法の国会提出をめざすとしています。

時間軸の共有」を強調し、活動を評価する外部委員会の機能を強化するとしています。

法改正後は、施行後3年と6年をめぐり、改革の進捗（しんちよく）状況などを検証。必要がある形を検討を開始。一方、

改訂後は、施行後3年と6年をめぐり、改革の進捗（しんちよく）状況などを検証。必要がある形を検討を開始。一方、

改訂後は、施行後3年と6年をめぐり、改革の進捗（しんちよく）状況などを検証。必要がある形を検討を開始。一方、

改訂後は、施行後3年と6年をめぐり、改革の進捗（しんちよく）状況などを検証。必要がある形を検討を開始。一方、

れば「国とは別の法人格を有する独立した組織」への変更も検討するとい

います。学術会議のあり方をめぐっては、菅義偉前首相による会員候補6人の任命拒否を機に、政府・自

民党が論点をすり替える形で検討を開始。一方、

圧力で改革迫る不誠実さ

広渡清雪さん（日本学術会議元会長、東京大学名誉教授）の話 「方針」は、日本学術会議を「国の機関として

存置」するとし、法人化などの設置形態変更を先送りし、その圧力によって「抜本的な改革」を迫っている。

学術会議は、政府に対し、任命が適切かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」とする。これは、学術会議に

対する誠実さを欠く問答無用の方針といわざるをえない。



命拒否に問題があるとし、これについて公式に説明を求めてきた。今回の「方針」は、その説明もなしに、会員の「選考・推薦及び内閣総理大臣による

「方針」は政府等との「問題意識・時間軸の共有」を強調しているが、学術の立場から政府と社会に独立に助言を行うという、世界に普遍的な

科学者のナショナル・アカデミーの役割をはたすべき学術会議に対して、**「共有」**を必要条件にはならない。

政府方針は、学術会議の設置形態を現在の「国の機関として存置」する一方、学術会議に対し「新たな組織に生まれかわる覚悟で抜本的な改革を断行」するよう要求。「政府等との問題意識」

「政府等との問題意識」

「政府等との問題意識」

「政府等との問題意識」

「政府等との問題意識」